

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 令和3年12月28日

【計算期間】 第22期中(自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)

【ファンド名】 マン・AHL・マイルストーン
(MAN-AHL Milestone)

【発行者名】 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.
(MUFG Lux Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネジング・ディレクター ジャンフランソワ・フォートン
(Managing Director Jean-François Fortemps)
コンダクティング・オフィサー トマシュ・カルゼル
(Conducting Officer Tomasz Karzel)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1150 アーロン通り287-
289
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野 雄作

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング13階
狛・小野グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野 雄作

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング13階
狛・小野グローバル法律事務所

【電話番号】 03(6550)8300(代)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【ファンドの運用状況】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (以下「管理会社」という。) により管理運営されているマン・AHL・マイルストーン (MAN-AHL Milestone) (以下「ファンド」という。) の運用状況は次のとおりである。

(1) 【投資状況】

資産別の投資状況

(2021年10月29日現在)

資産の種類	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	16,997,077.50	41.19
投資信託	18,109,824.72	43.89
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	6,153,997.49	14.91
合計 (純資産総額)	41,260,899.71 (4,690百万円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注 2) 米ドルの円貨換算は、2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル = 113.67円) による。以下同じ。

(注 3) 本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合は四捨五入してある。従って、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。以下同じ。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2021年10月末日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2020年11月末日	39,176	4,453	276.0873	31,383
12月末日	41,466	4,713	292.8432	33,287
2021年1月末日	42,051	4,780	299.9839	34,099
2月末日	43,764	4,975	313.3565	35,619
3月末日	38,204	4,343	306.9385	34,890
4月末日	39,593	4,501	318.6458	36,220
5月末日	40,511	4,605	326.7864	37,146
6月末日	39,297	4,467	319.2735	36,292
7月末日	39,504	4,490	322.7601	36,688
8月末日	39,883	4,534	323.2097	36,739
9月末日	39,280	4,465	311.7452	35,436
10月末日	41,261	4,690	326.7310	37,140

(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記表の各月末の金額は、会計年度の決算月である2021年3月末日および半期の決算月である2021年9月末日の金額を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また当該末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が記載されている。2021年3月末日および2021年9月末日については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が記載されている。

< 参考情報 >

純資産の推移

2011年11月から2021年10月までの10年間に於ける各月末日または最終評価日^(注)の受益証券1口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりである。



(注) 評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度末ならびに半期の決算月である3月および9月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されている。

3月および9月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されている。

【分配の推移】

該当事項なし

【収益率の推移】

2020年10月末日から2021年10月末日までの期間の収益率は以下のとおりである。

	一口当り純資産価格	収益率(%)
2020年10月末日	274.4889米ドル	
2021年10月末日	326.7310米ドル	19.03

< 参考情報 >

年間収益率の推移

直近10年と10か月間の暦年毎の収益率の推移は以下のとおりである。



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 12月最終評価日の受益証券1口当り純資産価格(当該暦年の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該暦年の直前の12月の最終評価日の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)(税引前)

(注2) 2021年については2020年12月の最終評価日から2021年10月の最終評価日までの騰落率となる。

ベンチマークは設定していない。

2【販売及び買戻しの実績】

2020年11月1日から2021年10月末日までの販売および買戻しの実績および2021年10月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
2020年11月1日 ～2021年10月末日	8,340 (8,340)	25,402 (25,402)	126,284 (126,284)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの中間財務書類は、公認会計士および監査法人のいずれの監査証明も受けておらず、また外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明も受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.67円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

マン・AHL・マイルストーン

純資産計算書

2021年9月30日現在

(単位:米ドル)

資産	注	米ドル	千円
投資有価証券(取得原価)	(2)	30,441,141.04	3,460,244.50
未実現評価(損)/益		3,233,605.24	367,563.91
投資有価証券(時価)	(2)	33,674,746.28	3,827,808.41
現金預金		1,667,469.78	189,541.29
ブローカー預託金	(2, 10)	4,245,230.85	482,555.39
引受受益証券未収金		34,751.05	3,950.15
資産合計		39,622,197.96	4,503,855.24
負債			
未払費用	(3)	(341,991.78)	(38,874.21)
負債合計		(341,991.78)	(38,874.21)
純資産合計		39,280,206.18	4,464,981.04
発行済受益証券		126,001 □	
一口当り純資産価格		311.7452	35,436円

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

(2)【投資有価証券明細表等】

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券およびその他の純資産明細表
2021年9月30日現在
(単位:米ドル)

	通貨	額面/保有高	原価 (注2)	時価 (注2)	純資産比率 (%)
I. 公認証券取引所に許可されたまたは別の規制市場で取引されている譲渡可能有価証券					
債券					
米国					
2022年1月6日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,499,371.17	3,499,671.00	8.91
2022年1月13日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,499,242.88	3,499,671.00	8.91
2022年2月3日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,499,200.35	3,499,514.00	8.91
2022年3月10日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,500,000	3,499,327.95	3,499,261.00	8.91
2022年3月24日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券	米ドル	3,000,000	2,999,363.00	2,999,310.00	7.64
合計 I.			16,996,505.35	16,997,427.00	43.28
. その他譲渡可能有価証券					
投資ファンド/信託					
バミューダ					
AHL・エボリューション・リミテッド	米ドル	599.03	4,465,911.00	5,701,917.00	14.52
AHL・インスティチュショナル・ シリーズ3リミテッド	米ドル	75,008.86	8,978,724.69	10,975,402.28	27.94
合計 .			13,444,635.69	16,677,319.28	42.46
有価証券投資合計			30,441,141.04	33,674,746.28	85.74
要求払預金				1,667,469.78	4.25
ブローカーへの預託金				4,245,230.85	10.81
その他の資産/(負債)(純額)				(307,240.73)	(0.80)
純資産合計				39,280,206.18	100.00

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン
投資有価証券の地域別内訳
2021年9月30日現在

	純資産比率(%)
米国	43.28
バミューダ	42.46
	<hr/>
	85.74

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

マン・AHL・マイルストーン

財務書類に対する注記

2021年9月30日現在

注1. 一般的事項

マン・AHL・マイルストーン(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、存続期限無期限のオープン・エンド型の契約型投資信託として、ルクセンブルグにおいて2000年3月1日に設定された。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(随時改正済)(以下「2010年法」という。)パートの規定に服している。その受益証券の販売は、欧州連合またはそのいずれの国の公衆に対しても行われぬ。

ファンドの投資目的は、投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略が、中核となるマンAHL分散投資プログラムを補完することによって、または投資運用会社により運用される投資ファンドに投資することによって、(受益証券の価値に反映され、かつ分配金の支払いを通じて)大幅な中期的成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点を置くことにより、ポートフォリオは力強い元本の中期的成長を提供することを追求する。

管理会社である「MUFGLクスマネジメントカンパニーS.A.」は、2010年法チャプター15に従い設立され認可されたUCITS管理会社として行為し、またオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャーに関する2013年7月2日付法律(随時改正済)チャプター2第5条に基づいてオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャーとして行為することをルクセンブルグ金融監督委員会(CSSF)により認可されている。それらの運用されている投資ファンドはヘッジ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、株式ファンドおよび債券ファンドなどを含む異なった投資戦略を持つルクセンブルクの合法的ファンド・ストラクチャー(UCITSおよびAIFs)をカバーしている。

注2. 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従って作成されている。

a) 投資有価証券の評価

ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- 取引所相場価格が容易に入手可能な有価証券は、当該証券取引所または市場における入手可能な直近の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所における入手可能な直近の価格が用いられる。
- 証券取引所または規制ある市場に上場されておらず、また取引もされていない有価証券は、入手可能な直近の時価で評価される。
- 他の信託または投資信託の受益証券は、当該信託または投資信託の管理会社が算出した受益証券一口当り純資産価格で入手可能な最も直近のものに基づき評価される。
- 価格が公正な時価を表していない有価証券は、管理会社の取締役により承認されたとおり、その合理的な売却価格に基づき、継続して適用される手続に従って慎重かつ誠実に評価される。
- 短期金融商品の評価は、純取得原価に基づき、徐々にその償還価格に調整される。

b) 投資有価証券売却に係る実現純利益/(損失)

投資有価証券売却に係る実現純利益/(損失)は売却された有価証券の平均取得原価を基準にして算出される。

有価証券売買取引は、その取引日に計上される。

c) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、契約の残存期間に適用される先渡外国為替レートを参照して決済日に評価される。未決済外国為替先渡契約の未実現評価益(純額)または評価損(純額)は、契約レートと契約終了

のためのレートとの間の差異として算出される。こうした契約の実現損益および未実現評価損益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

d) 為替換算

財務書類は米ドルで表示される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外貨建の収益、費用および実現(損)/益は取引日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外国為替取引に係る利益および損失は、損益計算書および純資産変動計算書において認識される。投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる損益を含む。

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は取得時に計上される。

f) 投資有価証券の原価

会計通貨以外の通貨により表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通貨に換算される。

g) 分配金

管理会社は、当該会計年度の流動準備金を構成するもの以外のファンド純資産(前会計年度からの繰越損失(もしあれば)を控除した後)の純トレーディング利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配を毎年行う意向である。ただし、受益証券一口当たりの年間分配額の上限は、分配金の支払が管理会社により決定された日に先立つ3月、6月、9月および12月末における3か月物米ドルLIBORの平均に1%を加えた金利を100米ドルに乗じた額に相当する金額とする。

分配の結果、ファンドの合計純資産価額が1,250,000ユーロまたはそれに相当する米ドル金額を下回ることとなる場合は、分配が行われることはない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

2021年9月30日に終了した期間中、分配金の支払いはなかった。

注3. 未払費用

費用	注	米ドル
管理事務代行報酬および保管報酬	(8)	33,958.41
代行協会員報酬	(9)	50,298.31
投資運用、投資顧問および成功報酬	(4)	176,643.50
管理会社報酬	(7)	15,435.64
専門家報酬		60,510.72
「年次税」	(6)	5,145.20
合計		341,991.78

注4. 投資運用、投資顧問および成功報酬

投資運用契約(修正および再表示済)およびトレーディング・アドバイザー契約に従って、投資運用会社および運用助言者は、以下のように想定評価額によって異なる割合で毎週計算された投資運用報酬のファンドの資産からの支払いを受けることができる。

- ・最初の258,115口分までは、それぞれに配分された資産の想定評価額に対し年率3%の1/52の割合
- ・258,115口を上回る分には、それぞれに配分された資産の想定評価額に対し年率2%の1/52の割合
- ・さらに、投資運用会社および運用助言者は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値上り益の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の新規の純値上り益とは、運用戦略から発生し受益者へ配分された額の増加分である。
- ・マン・グループのメンバーに帰属する報酬に相当し、投資対象である原ファンドに連動するリベートは、投資運用報酬から直接的に控除される。

2021年9月30日に終了した期間中、成功報酬の支払いはなかった。

注5. ブローカー手数料

管理会社はファンドを代理して「紹介ブローカー契約」(「契約」)をマン・インベストメンツ・アーゲー(「紹介ブローカー」)と締結した。契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

契約に基づき、紹介ブローカーはそのトレーディング・アカウントに割当てられた資産の想定評価額の年率0.7%に相当するブローカー手数料を受領する権利を有する。

注6. 「年次税」

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、ルクセンブルグにおいては、その収益、利益または利得についての課税の対象とはされていない。ただし、現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産価値をもとに四半期毎に計算され支払われるサブスクリプション・タックス(「年次税」)を課せられている。

注7．管理会社報酬

管理会社は、ファンドの各週の平均純資産価額の年率0.15%で、毎週計算され、四半期毎に支払われる管理会社報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低管理報酬は40,000米ドルが適用される。

注8．管理事務代行報酬および保管報酬

ファンドの保管受託銀行は、各四半期末現在の純資産総額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われる保管報酬および管理事務代行報酬をファンドの資産から受領する権利を有している。保管報酬および管理事務代行報酬の年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注9．代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され四半期毎に支払われる報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注10．ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有される。ブローカーは、契約に従って企図された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注11．ポートフォリオの変動計算書

2021年9月30日に終了した期間の詳細なポートフォリオ変動明細表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手することができる。

注12．SFTR（証券金融取引規則）に関する規則（EU）第2015/2365号に従った開示

ファンドはSFTR（証券金融取引規則）の範疇に入る金融商品を利用していない。

注13．当期間中の重大な出来事

2020年1月から、世界の金融市場は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により生じた重大なボラティリティを経験しておりまたそれが続く可能性がある。

新型コロナウイルスの大流行は、旅行および越境の制限、隔離、サプライ・チェーンの途絶、消費者需要の低迷および全般的な市場の不確実性をもたらしている。

COVID-19が、世界および各国の経済、金融市場、ならびにファンドの投資先であるセクターおよび特定のポジションに及ぼす影響の程度および期間は現時点で不明であり、ファンドのポートフォリオの価値および運用実績に悪影響を及ぼし続ける可能性がある。

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、2021年10月31日現在、一株当たり25ユーロ(3,319円)の発行済み記名式株式295,000株で構成される7,375,000ユーロ(9億7,918万円)であり、全額払込済である。

(注)ユーロの円貨換算は2021年10月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.77円)による。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、指令第2009/65/EC号に従い認可された譲渡可能有価証券を投資対象とする1または複数のルクセンブルグ籍投資信託およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託、ならびにルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日付法律(随時改正される。)(以下「2010年法」という。)の第15章の条項および他の適用法に従って、投資信託の受益者または株主の代わりに、指令第2009/65/EC号ではカバーされない他のルクセンブルグ籍投資信託およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託(以下「UCIS」という。)の集合的なポートフォリオ運用を行うことである。

管理会社の目的にはまた、ルクセンブルグの専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)の意味の範囲内で、かつそれに準拠する、1または複数の専門投資信託の運用も含まれる。

管理会社の目的には、2013年法により置換えられたAIFMDの意味の範囲内でかつそれに従ったAIFsの運用を含む。UCITS、UCISおよびAIFsを以下「投資信託」と総称する。

管理会社はまた、かかる投資信託の資産の管理およびそれらの販売促進に関連して、かかる投資信託のアドバイザーとしての業務を行うこともできる。

2010年法別紙第 に従い、投資ファンドの集合的ポートフォリオ運用業務には以下の機能を含む。

- ポートフォリオ運用
- 一般管理
 - (a) 法務およびファンド管理会計サービス、
 - (b) 顧客調査、
 - (c) ポートフォリオの評価および受益証券および/または投資証券の価格算定(納税申告を含む。)、
 - (d) 規制遵守の監視、
 - (e) 受益者および/または投資主の登録簿の維持管理、
 - (f) 収益の分配、
 - (g) 受益証券および/または投資証券の発行および買戻し、
 - (h) 契約の決済(証書の送付を含む。)、
 - (i) 記録の保持。
- マーケティング

さらに、AIFsを管理する業務には2013年法別紙 に掲げられた機能を含む。

管理会社は、AIFsを含むUCITSおよびUCISのために、または委託を受けて他の管理会社のために、これらの業務の一部または全部を履行することができる。管理会社はルクセンブルグおよびルクセンブルグ以外の国において役務を提供し、その目的のため、代表事務所および/または支店を設立することができる。管理会社はまた、自己の資産を管理し、その目的の達成および発展に有用であるとみなすすべての事業および業務を行うことができるが、しかし商事会社に関する1915年8月10日付法律(改正済)(以下「1915年法」という。)、2010年法第15章および2013年法により設定された制限の範囲内にとどまるものとする。

管理会社は、AIFMD基準に準拠し、健全および効果的なリスク管理と調和する報酬制度を採用している。それは、管理会社が運用するファンドのリスクの概観、規則または設立証書と矛

盾するリスクを取ることを奨励していない。報酬制度は、管理会社およびそれが運用するファンドの事業戦略、目的、価値および利益ならびにかかるファンドの投資者の最善の利益に沿っており、利益相反を回避するための措置を含む。

管理会社は、ポートフォリオ運用業務を含むいくつかの業務の達成に関し、外部当事者との契約上の受任の取決めがある。管理会社は、ポートフォリオ運用業務が外部委託されているその任命された受任者がデューデリジェンス手続を通じておよび契約を根拠として、AIFMD、AIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドライン(第ESMA/2013/232号)に基づき適用ある報酬に関する規制上の要件と同等に効果的な報酬に関する規制上の要件に服することを確保する。

報酬制度は、管理会社と、または場合により、管理会社の取締役、管理職および社員との雇用契約を有する者に対し管理会社が支払うすべての報酬(固定および変動報酬がある)に適用される。適用ある規制上の規定に従い、制度の適用は管理会社の内部監査人およびコンプライアンス・オフィサーにより行われる第3水準の制御の範疇に入る。かかる制御の結果は、管理会社の取締役会に毎年報告されなければならない。

管理会社は、その規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑さに相応しい方法および程度で、ファンドまたは管理会社およびAIFMDに適用ある関連法に記載された原則を遵守するという意味における比例制の原則を考慮してきた。

その特別な性質をより具体的に考察すると、

- 従業員が少数であること。
- 容易に現金化できる資産が大部分の資産であるという、管理会社が運用するファンドの流動性の概観
- 有名なポートフォリオ運用会社に委託され実行される投資運用
- 管理会社の報酬制度の受領者が以下であること。
 - ・ 管理会社の取締役
 - ・ 管理職の者。これにつき、潜在的な利益相反を防ぐために取締役でもある管理職のメンバーは、特定の項目に係る自己自身の報酬に関する場合、取締役会で管理職報酬を決定することを禁じられていることに注意すべきである。
 - ・ ならびに、従業員。従業員の固定報酬は管理会社の取締役会の監督の下に管理職により決定される

こうした受領者は、1)特定の者、2)リスク負担者、3)管理会社のその他すべての従業員、の3種類に分類される。特定の従業員とは、取締役(執行および非執行取締役)、上級管理職(コンダクティング・オフィサーおよびマネジング・ディレクター)、管理機能従事者(コンプライアンス、内部監査およびリスク管理)ならびにリスク負担者である。しかし、管理会社に特定される非リスク負担者は存在しない。その他すべての従業員とは、特定の従業員には属さないいずれかの者である。

管理会社には運用成績を基準とする風土があり、したがって、変動する報酬を通じて従業員に報いている。これは、従業員を惹きつけ、繋ぎ留め、そして、不適切なリスク負担を助長することなく動機付けるために設計されている。

管理会社の取締役および管理職は、雇用契約において変動報酬の額が固定されることを受入れない。管理会社の取締役は、制度の詳細に記載の基準表に基づき、かつ年間評価手続きの結果を踏まえて、変動報酬を割当てる決定を行うことができる。年間の評価手続きは、既定の目標に対する従業員の業績を評価し、測定するために使用される。「特定の、測定可能、達成可能、現実的および期限を定めた(または「SMART」として知られる)」目標という概念が、目標設定にあたり利用される。管理会社の取締役が承認した場合、変動報酬は年間の自由裁量の賞与を通じて支払われる。

特定の者として制度に記載のすべての従業員については、運用成績の査定は、管理会社が運用するファンドの投資家による保有期間に相応しい複数年の枠組みにおいて設定される。管理会社

はまた、その特定の者の運用成績の査定が、ファンドの長期の運用成績およびその投資リスクに相応しいものであることも確保する。

管理会社の取締役会は、固定および変動報酬を決定するにあたり、固定部分が、変動報酬がまったく支払われない可能性も含め、変動報酬部分に関し執行される予定の完全に柔軟な制度に対し、報酬総額のうちの十分に高い割合を占めるよう注意する。

この措置は、従業員が不適切なリスク負担を行う可能性(もしあれば)を回避することを目的とする。年間評価手続き期間中に査定された運用成績に依拠し、従業員の達成度に依拠し、従業員による管理会社の原則の順守に依拠し、および管理会社の年間の収益性に依拠し、管理会社の取締役会および/または管理職は、変動報酬のいずれかを割当てないという決定を行うことができる。

管理会社は、その報酬制度の詳細は以下のウェブサイト(<https://www.mufg-investorservices.com/office-locations/luxembourg/lmsa.html/>)において容易に入手することができる」と述べている。最新の報酬制度全体の詳細および報酬および給付金の算出方法の記載、報酬の割当て責任者の氏名ならびに利点が、この制度の中で入手可能である。釣合いの原則により、管理会社は、報酬制度において説明されている通り、管理会社がいかなる報酬委員会も設定してこなかったことを確認する。この報酬制度の説明書を、投資家は簡単な請求により無料で入手できる。

管理会社は、投資運用を投資運用会社であるAHLパートナーズ・エルエルピーに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、登録・名義書換および支払事務ならびに外部評価をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に委託している。

管理会社が管理・運用を行っているファンドは、2021年10月末日現在、下記の通りである。

設定地	ファンドの種類	シングル・ ファンド	アンブレラ型 ファンド	ポート フォリオ	純資産価額 (百万米ドル)
ケイマン	オープンエンド 契約型投資信託 (租税免除)	30	7	56	7,173.51
ルクセンブルグ	UCITS Part 準拠 投資法人	0	2	13	1,535.74
	UCITS Part 準拠 投資信託	1	0	1	39.35
	RAIF(特定代替 投資信託)	1	3	14	2,693.39
	SIF(専門投資信託)	13	7	32	7,034.90
バミューダ	投資法人	1	0	1	29.95
合計					18,506.84 (約2兆1,037億円)

(3)【その他】

本書提出日前6ヵ月以内において、管理会社およびファンドに重要な影響を与えまたは与えることが予想される事実はない。

5 【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の最近 2 事業年度 (2019 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までおよび 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで) の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 131 条第 5 項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等 (公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) 第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。) であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの (訳文を含む。) が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、円換算額が併記されている。日本円による金額は、2021 年 7 月 30 日現在における株式会社三菱 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 ユーロ = 130.11 円) で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

貸借対照表

2020年12月31日現在

	2020年		2019年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
C. 固定資産 (注10)				
・ 有形資産	16,386.86	2,132	23,739.60	3,089
D. 流動資産				
・ 債権				
1. 取引債権				
a) 1年以内に支払期日の到来する債権 (注4)	955,713.60	124,348	1,033,199.54	134,430
b) 1年より後に支払期日の到来する債権 (注6)	91,249.12	11,872	401,298.48	52,213
・ 現金預金および手元現金 (注11)	11,030,126.80	1,435,130	10,241,940.24	1,332,579
資産合計	12,093,476.38	1,573,482	11,700,177.86	1,522,310
資本金、準備金および負債				
A. 資本金および準備金 (注3)				
・ 払込資本金	7,375,000.00	959,561	7,375,000.00	959,561
・ 準備金				
1. 法定準備金	336,945.00	43,840	285,915.00	37,200
4. その他準備金(公正価値準備金を含む。)				
a) その他分配可能準備金	1,220,200.00	158,760	1,220,200.00	158,760
b) その他非分配可能準備金	1,342,175.00	174,630	1,285,975.00	167,318
・ 繰越損益	4,063.59	529	702.04	91
・ 当期損益	617,924.67	80,398	1,020,591.55	132,789
B. 引当金				
1. 納税引当金 (注6)	0.00	0	0.00	0
C. 債務				
4. 取引債務				
a) 1年以内に支払期日の到来する債務	1,131,209.22	147,182	439,409.24	57,172
8. その他債務 (注7)				
a) 租税債務	9,931.40	1,292	19,604.80	2,551
b) 社会保障債務	56,027.50	7,290	52,780.23	6,867
資本金、準備金および負債合計	12,093,476.38	1,573,482	11,700,177.86	1,522,310

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益の状況】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

損益計算書

2020年12月31日に終了した年度

	2020年		2019年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1. 純売上高 (注4)	4,312,949.58	561,158	4,449,965.71	578,985
4. その他営業収益	32,418.61	4,218	106,479.16	13,854
5. 原材料および消耗品ならびにその他外部費用				
a) その他外部費用 (注5)	(701,806.80)	(91,312)	(638,725.50)	(83,105)
6. 人件費 (注9)				
a) 賃金・給与	(1,965,850.02)	(255,777)	(1,677,082.19)	(218,205)
b) 社会保障経費	(230,508.18)	(29,991)	(208,309.42)	(27,103)
c) その他人件費	(36,965.69)	(4,810)	(46,337.71)	(6,029)
7. 評価調整				
a) 設立費用および有形・無形固定資産に関する評価調整	(7,352.74)	(957)	(6,164.11)	(802)
8. その他営業費用 (注12)	(403,173.61)	(52,457)	(436,913.45)	(56,847)
11. その他受取利息および類似収益				
b) その他利息および類似収益	1,083.36	141	1,121.29	146
14. 支払利息および類似費用				
b) その他利息および類似費用	(8,143.14)	(1,060)	(8,209.99)	(1,068)
15. 法人税 (注6)	(203,734.88)	(26,508)	(337,528.89)	(43,916)
16. 法人税控除後の損益	788,916.49	102,646	1,198,294.90	155,910
17. 上記1.乃至16.には含まれないその他の租税	(170,991.82)	(22,248)	(177,703.35)	(23,121)
18. 当期損益	617,924.67	80,398	1,020,591.55	132,789

財務書類に対する注記を参照のこと。

MUFGLルクスマネジメントカンパニーS.A.

財務諸表に対する注記

2020年12月31日現在

注1 一般事項

MUFGLルクスマネジメントカンパニーS.A.(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社として1995年1月4日にルクセンブルグにおいて設立された。当社の目的は、一または複数の投資信託(以下「ファンド」という。)の管理および運用、ならびにファンドの不可分の共有持分を証明する証券または確認書の発行である。

2016年5月1日付で当社はその名称をMUFGLルクスマネジメントカンパニーS.A.へと変更した(前エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ)。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-1150 アーロン通り287-289に設立されている。

当社の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までである。

当社の目的は、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)第15章およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(改正済)(以下「2013年法」という。)の規定に従い、1または複数の()欧州指令第2009/65/EC(改正済)に従い認可された譲渡可能有価証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)、()欧州指令第2011/61/EU(改正済)の意味の範囲内のオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)、および()これらの指令の範囲には入らないその他の集合的投資ファンド(以下「UCI」という。)を、それらの受益者または株主に代って組入る有価証券の合同運用を行うことである。

当社はルクセンブルグの商業登記簿に登録番号B 49759として登録されている。

2020年12月31日現在、当社は次の契約型投資信託として組成されたファンドの43個のサブ・ファンド、会社型投資信託(SICAV)として組成されたファンドの15個のサブ・ファンド、55個のケイマン籍ファンドおよび1個のパミュダ籍ファンドを管理・運用している。

注2 重要な会計方針

一般原則

本年次財務書類は一般に認められている会計原則に従い、またルクセンブルグ大公国で効力を有する法令に従い作成されている。当社はその年次財務書類を、2015年12月18日付の法律のレイアウトに類似の様式により作成している。

有形および無形固定資産

有形および無形固定資産は購入価格で計上される。限られた耐用年数を持つ有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の価値をその耐用年数にわたり規則的に償却するために算出される評価調整額により減額される。

債権

債権は想定価値により帳簿に記載される。

見積による実現価値が想定価値を下回る場合には、価値の調整が記録される。

外貨換算

当社の計算書類は、ユーロ(EUR)で維持されており、年次財務書類も同通貨で表示される。

ユーロ以外の通貨で表示される金融資産および投資有価証券の取得原価は、取引時レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨で表示されるその他すべての資産および負債は、貸借対照表日付の実勢為替レートで評価される。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

実現為替差損益および未実現為替損失のみが損益計算書に反映される。

債務

債務は想定価値により帳簿に記載される。

見積りによる実現価値が想定価値を上回る場合には、価値の調整が記録される。実現価値は、取締役会が入手可能な情報に基づき見積りられる。

引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、貸借対照表日付現在その負担が発生する可能性があるかまたは負担の発生は明白であるがその金額およびそれが発生する時期が不明確な損失および債務を埋め合わせることを目的としたものである。

納税引当金は、課税規則による税率を当期税引前利益に適用して算出される。

当社の見積りによる納税額および租税還付申告書がまだ提出されていない年度に関する前払い納税額との差額に関する納税引当金は、「納税引当金」という科目に計上され、前払い額が見積り上の引当金を上回る場合には、「取引債権」という科目に計上される。

注3 資本金および準備金

2020年3月20日付の年次株主総会において承認された前年度の利益の割当により準備金は以下の通り変更された。

	株式資本 (ユーロ)	法定準備金 (ユーロ)	富裕税準備金 (ユーロ)	その他分配可能 準備金 (ユーロ)	当期利益 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
期首現在残高	7,375,000.00	285,915.00	1,285,975.00	1,220,200.00	1,020,591.55	702.04
前年度の利益	-	-	-	-	(1,020,591.55)	1,020,591.55
当期利益	-	-	-	-	617,924.67	0
2019年富裕税準備金 への振替	-	-	(223,800.00)	-	-	223,800.00
2013年に係る富裕税 準備金からの振替	-	-	280,000.00	-	-	(280,000.00)
未交付配当金	-	-	-	-	-	(910,000.00)
法定準備金への割当	-	51,030.00	-	-	-	(51,030.00)
期末現在残高	7,375,000.00	336,945.00	1,342,175.00	1,220,200.00	617,924.67	4,063.59

株式資本

2020年12月31日現在、当社の発行済全額払込済資本金は、額面金額各25ユーロの記名式株式295,000株で表象される7,375,000.00ユーロである。

2020年12月31日現在、当社はそのいずれの自己株式も取得していなかった。

法定準備金

ルクセンブルグ法に基づき、当社は、法定準備金が株式資本の10%に到達するまで、年間純利益の少なくとも5%相当額を法定準備金に充当しなければならない。法定準備金は会社解散の場合を除き、配当に使用することはできない。

その他準備金

その他準備金は、富裕税準備金およびその他分配可能準備金より構成される。

富裕税準備金

ルクセンブルグの租税法に基づき、当社は当年度に期日が到来する富裕税の全部または一部につき税額控除を得ることを選択している。この控除の恩恵を受けるために、当社は次年度末までに富裕税控除額の5倍に相当する金額を、5年の期間に亘り維持しなければならない特別準備金に転記することを確約しなければならない。

富裕税債務

この準備金の分配は、当社が税法によって許されるような税額免除の利益を全面的にまたは部分的に放棄する決定をしなければ、5年間制限される。

その他分配可能準備金

1999年に年次株主総会は、5,717,481ルクセンブルグ・フラン(141,732.65ユーロ)を、その処分が当社取締役会の裁量に委ねられたその他分配可能準備金に割当ててを決定した。

かかるその他分配可能準備金はその後2000年以降増額され、現在の水準である1,220,200.00ユーロに達した。

当社取締役会は、適切と判断した場合または適切と判断した時には、かかるその他分配可能準備金の分配を決定することができる。

注4 売掛金および純売上高

純売上高はファンドが受領した管理報酬より構成される。自らの活動の対価およびその費用払戻として、当社は当社が管理する各ファンドの四半期毎の平均純資産額に基づき計算された管理報酬を各四半期末に受領する権利を有する。

2020年12月31日現在、未収管理報酬は928,370.54ユーロ(2019年:960,054.96ユーロ)であり、「1年以内に支払期日の到来する債権」の項に計上された。

注5 その他外部費用

その他外部費用は、業務代行報酬より構成される。2018年11月14日付および2018年12月31日付業務契約に基づき、MUFGLルクスマネジメントカンパニーS.A.は2019年1月1日付で、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をその業務代行会社として任命した。

注6 税金

当社は、法人所得税、地方事業税および富裕税を含む、ルクセンブルグの課税対象法人に適用されるすべての税金を課せられる。

貸借対照表

資産 - 受取債権

	2020年	2019年
	(ユーロ)	(ユーロ)
2018年度に係る前払税金	0.00	399,263.37
2019年度に係る前払税金	0.00	2,035.11
2019年度に係る前払税金	91,249.12	0.00
前払税金合計	91,249.12	401,298.48

損益計算書

費用

	2020年	2019年
	(ユーロ)	(ユーロ)
当該年度に係る地方事業税	54,276.75	90,490.50
当該年度に係る法人税	149,458.13	247,039.39
法人税合計	203,734.88	337,529.89

注7 その他債務

2020年および2019年に当社は、ルクセンブルグ国外所在の事業者から特定の業務サービスを受けている。当該サービスに関し支払うべき付加価値税は、当社の付加価値税申告書が提出された時に、ルクセンブルグ課税当局に支払われる。

注8 経営陣メンバーに付与された報酬、前払金および貸付金

2020年に、当社は経営陣のメンバーおよび元メンバーに対し何ら報酬、貸付または退職年金も付与していない。また何らの約束も生じていない。

注9 人件費

当社は、2020年12月31日現在では17名および2020年度中は平均で18名 (2019年12月31日現在 : 17名および2019年度中 : 平均で15名) の従業員を雇用していた。

注10 有形および無形固定資産の変動

当年度中、当社の固定資産には以下の変動が発生した。

有形固定資産 :

	期首総評価額	追加	期末総評価額	累計評価調整額	期末純評価額
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
設備・備品	35,903.78	0.00	35,903.78	19,516.92	16,386.86

注11 現金預金および手元現金

2020年12月31日現在、現金預金の93%は、関係会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に保有されている。

注12 その他営業費用

	2020年	2019年
	(ユーロ)	(ユーロ)
賃貸費用	83,109.08	78,408.09
専門家報酬	116,029.22	143,367.13
業務契約	33,502.40	39,912.20
人件費および年間拠出金	49,588.43	43,449.07
事務所費用	93,854.54	95,791.67
商業報酬	3,000.00	20,717.36
その他	24,089.94	15,267.93
その他営業費用合計	403,173.61	436,913.45

注13 コミットメント

建物に関し契約されている定額賃借料支払いに関するコミットメントは、2020年12月31日現在、74,400.00ユーロ (2019年12月31日現在 : 74,400.00ユーロ) であった。

注14 監査報酬

2009年12月18日法第84条の規定に従い、当社はその年次財務書類において監査報酬情報を開示する義務を免除されている。

注15 親会社

2017年6月1日以降、当社は、日本法の下に設立され、その登記上の事務所が東京に所在する持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (M U F G) 傘下の三菱UFJ信託銀行株式会社の完全子会社である。

当社の年次財務書類は、郵便番号100-8212 日本国東京都千代田区丸の内1丁目4番5号に登記上の事務所が所在する三菱UFJ信託銀行株式会社 (登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第33号) の連結年次財務書類に含まれている。

持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (M U F G) の連結年次財務書類は、郵便番号100 日本国東京都千代田区丸の内2丁目7番1号所在の本社において入手することができる。

注16 当社が委託している業務の報酬

当社が委託している業務(投資運用業務、販売業務および管理事務代行業務)に対して、使用されている契約の取決めに従い、これらの業務を担当する委託を受けている会社に、投資ファンドの資産から直接に報酬が支払われている。

注17 インドの税制要件

2018年中、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、インドの課税当局から、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.が管理会社および清算人として行なったルクセンブルグの終了サブ・ファンドに関し、別の2件の残存納税請求の通知を受けている。2件の納税請求は、併せて、7,735,740インド・ルピー(約97,000ユーロ)となり、それぞれでは、6,654,490インド・ルピー(約84,000ユーロ)(以下「第1請求」という。)および1,081,250インド・ルピー(約13,000ユーロ)(以下「第2請求」という。)であった。こうした納税請求に対し、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、そのインドにおける租税専門家を通じて、管轄インド課税当局に対し修正手続きを開始した。インドの租税専門家によると、納税請求に伴うリスクは低いということである。第1請求に対しては、2015年に既にインド課税当局に不服申し立てが行われている。2016年に、インドの課税当局は、ファンドの利益となる不服申し立てのすべての根拠を容認する、有利な命令を下した。しかしながら、有利な命令はまだ有効となっていない。インドにおいて任命された租税専門家は、この2件の残存する請求について話合うために2020年1月27日に税務署員と会合を行った。インドにおいて任命された租税専門家は、インド法人税ポータルシステム上、第1請求および第2請求に関連する未決定の案件は税務官により終了され、残存する請求はない旨を伝えた。

2019年中、インドの課税当局は、現在清算手続き中のファンドが提出した所得還付請求についての精査を行うとの通知をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.に行った。税務官は査定を終了しており、当該ファンドが提出した所得還付請求は受け付けられ、追徴税の決定はされていないとの査定命令を発行した。この案件は終了したと考えられる。

2019年中、インドの課税当局は、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.が管理会社として行っており既に清算されたファンドに関連する通知を発行した。この通知において、インドの課税当局は、2011年から2012年の会計期間に関しファンドが所得税還付請求を提出しなかった理由を質問していた。ファンドは当該年度中、いずれの取引も行っていなかったため、インドにおいて任命された租税専門家はインドの課税当局に対しその旨の回答を行った。租税請求は(もしあれば)未だ決定されていない。

2020年中、インドの課税当局は、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.が管理会社として行っており既に清算されたファンドに関連するいくつかの情報の取得を必要とした。インドの課税当局は、当該ファンドは2018年から2019年の会計期間中、いくつかの金融取引を行っており、法人税還付請求が提出されているべきであると主張した。インドにおいて任命された租税専門家はインドの課税当局に対し、当該年度中には何ら取引は発生していない旨の回答を行った。租税請求は(もしあれば)未だ決定されていない。

上記の状況に基づき、租税手続きの現状およびその結果の不確実性を考慮して、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の取締役会は、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.にとって資金の流出を被るリスクの可能性は低いと考えている。

従って、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の取締役会は、2020年12月31日現在、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.の年次財務書類には引当金を計上しないと決定している。

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

株主殿

ルクセンブルグ大公国

ルクセンブルグL-1150

アーロン通り287-289

監査報告書

意見

我々は、2020年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む同年次財務書類に対する注記により構成されるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（以下「当社」という。）の年次財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、当社の2020年12月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の営業成績を、真正かつ公正に表示している。

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。）によりルクセンブルグ向けに採用された国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して我々の監査を実施した。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグ向けに採用されたISAsに基づく我々の責任は、我々の報告書の「年次財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されている。CSSFがルクセンブルグ向けに採用し国際会計士倫理基準審議会により発行された、国際独立性基準を含む職業会計士の国際倫理規程（以下「IESBA規定」という。）および年次財務書類に対する我々の監査に関連する倫理的要件に従い、我々は当社から独立した立場にあり、そうした倫理的要件に基づく我々の他の倫理的責任を充足している。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するために充分かつ適切なものであると確信している。

年次財務書類に関する当社の取締役会の責任

当社の取締役会は、本年次財務書類の作成および表示に関連するルクセンブルグの法令上の要件に従った当該年次財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、重大な虚偽表示がない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると当社の取締役会が決定する内部統制に対する責任を有する。

当社の取締役会が当社の清算もしくは営業の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、年次財務書類の作成において、当社の取締役会は、当社が継続企業として存続する能力の査定、（場合により）継続企業に関連した事項の開示、および継続企業に基づく会計基準の使用につき責任を負う。

年次財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、年次財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグのために採用されたI S A sに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを発見するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その年次財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年7月23日法およびC S S Fがルクセンブルグ向けに採用したI S A sに従った監査の一部として、我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

- ・ 詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。
- ・ 当社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、ならびに行った会計上の見積りの合理性および関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 当社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、当社の継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は承認された法定監査人の報告書において、年次財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当社の継続企業としての存続を終わらせることがある。
- ・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに年次財務書類が公正な表示の目的を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

エマニュエル・ミエット、公認法定監査人
パートナー

ルクセンブルグ、2021年3月2日

[次へ](#)

To the Shareholders of
MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.
287-289, route d'Arlon
L-1150. Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion

We have audited the annual accounts of MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2020 and the profit and loss account for the year then ended and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at December 31, 2020 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "*Commission de Surveillance du Secteur Financier*" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "*Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé"* for the Audit of the annual accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors of the Company for the annual accounts

The Board of Directors of the Company is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors of the Company determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors of the Company is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Company either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “*réviseur d'entreprises agréé*” for the Audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “*réviseur d'entreprises agréé*” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “*réviseur d'entreprises agréé*” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “*réviseur d'entreprises agréé*”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de revision agréé*

Emmanuelle Miette, *Réviseur d'Entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, March 2, 2021

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。